

塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 委員名簿

※市ホームページ公開用資料のため名簿削除

塩山中学校及び塩山北中学校の統合に関する組織図

塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会

【根拠規定】塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会設置要綱

・保護者代表:各【委員構成】

- ・保護者代表:各校 6 名 (塩山中:6 名、塩山北中:6 名)
- ・教職員代表:各校 3 名 (校長、教頭、教務主任)

【統合準備委員会の役割】

- ・統合にかかる全体的な調整課題の検討
- ・各部会で検討した事項を確認

【部会の役割】 ○学校部会 ○PTA部会

- ・統合にかかる調整課題についての具体的な調査・協議
- ・各部会で検討した事項を統合準備委員会に報告

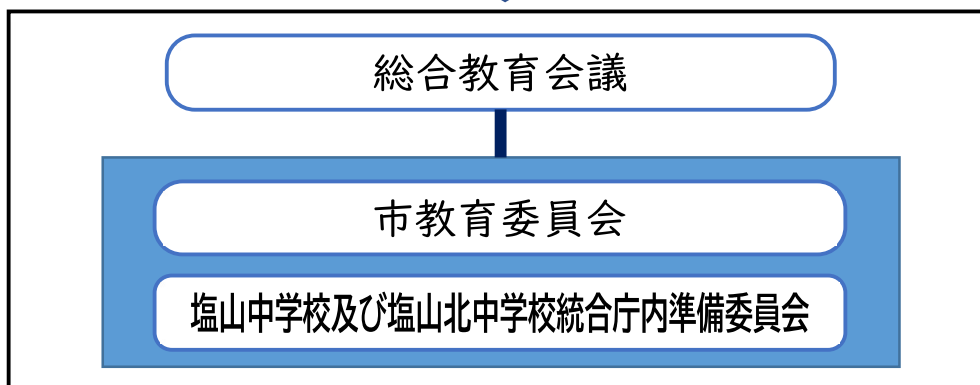
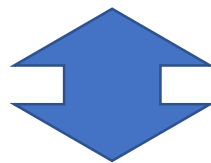
【部会の協議事項】

○学校部会

- ・教育課程・学校行事・学校備品等に関すること
- ・通学方法、学校指定品に関すること
- ・児童生徒及び保護者の交流活動に関すること

○PTA部会

- ・PTA組織に関すること
- ・通学方法、学校指定品への希望・提案など
- ・生徒の交流事業等への要望、提案など



塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会の運営方法

1 会議の開催のお知らせ

会議の開催については、約 1 カ月前に通知します。事前に資料配布を配付する場合は、会議日の 1 週間程前には、送付いたします。

2 代理出席

委員が都合により欠席する場合の代理出席は不要とします。

なお、欠席の場合においても、議事内容、事前配布された会議資料に対する意見等を書面により提出することができるものとします。

3 統合準備委員会での協議

統合準備委員会では、委員の皆様には十分な議論を行い、結論をまとめていただきます。多数決による議決は原則的には行わないものとします。

4 統合準備委員会での協議・結果について

統合準備委員会では、令和 7 年 4 月の統合新校の開校に向けて、統合に向けた両校の準備、塩山中学校の学校づくりについて協議いただきます。

統合準備委員会での意見、要望等を基に開校に向けた準備を教育委員会が学校と連携し責任を持って進めていきます。

5 会議録の作成

会議の記録は、発言の要旨を記載した要点記録、発言者無記名とします。

6 会議の周知方法

統合準備委員会における協議状況は、「塩山中・塩山北中統合だより」、市公式ホームページにより保護者や地域の方々に周知します。

7 意見・質問への対応

統合準備委員会に対する意見や質問については、事務局（市教育委員会）においてその都度対応します。

塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会の協議経過

令和5年 5月24日	第1回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 統合準備委員会の運営方法等の協議
7月11日	第2回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 「統合新校の学校指定品」、「校歌・校章・校旗の取り扱い」等
8月29日	第3回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 「統合新校の制服等の方針、新制服検討業務に係るパートナー事業者選定プロポーザル実施」、「スクールバス導入」等
11月2日	第4回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 交流活動等の報告、「スクールバス導入に向けた事前調査」、「新制服検討業務に係るパートナー事業者選定プロポーザル報告」、「今後の新制服検討について」等
12月12日	第5回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 「スクールバス導入に向けた保護者アンケート結果について」、「新制服コンセプトデザインの展示会等について」、「新制服の今後の検討について」等
1月23日	第6回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 「塩山中学校・塩山北中学校 3学期の交流活動等について」、「新制服デザインについて」等
2月8日	第7回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 「塩山中学校・塩山北中学校 交流活動等の状況について」、「新制服デザインについて」等
3月21日	第8回塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会 ⇒ 「新制服エンブレムデザイン等の選定に関する事前調査」、「新制服エンブレムデザイン投票結果」、「新制服ボタンデザイン選定」、「新制服ネクタイ・リボンデザイン選定」、「新制服の基本仕様」「新制服オリジナルエンブレム・ボタンデザイン表彰」等

塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会設置要綱

令和5年4月20日 教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 甲州市立塩山中学校と甲州市立塩山北中学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 教育課程、学校行事、学校備品等に関すること。
- (2) 通学方法、制服、体操服等学校指定品に関すること。
- (3) P T A等学校関係組織に関すること。
- (4) 児童生徒及び保護者の交流事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、塩山中学校長及び塩山北中学校長並びに次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 塩山中学校及び塩山北中学校の校長が推薦した保護者
- (2) 塩山中学校及び塩山北中学校の校長が推薦した教職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、甲州市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は塩山中学校長をもって充て、副委員長は塩山北中学校長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

(部会)

第8条 統合に関する諸課題の調整、検討等を効率的に行うため、委員会に学校部会及びP T A部会を設ける。

2 部会は、委員長が指名した者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会務を総理する。部会長は委員長が指名する。

4 部会における検討経過及び決定事項等は、委員会に対して適宜報告を行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、甲州市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する

塩山中学校と塩山北中学校の生徒数の状況

生徒数・学級数 【令和6年5月1日現在】

塩山中学校					塩山北中学校				
	全体	男	女	学級数		全体	男	女	学級数
全校	349人	183人	166人	14 (3)	全校	26人	17人	9人	6 (3)
1年	131人	61人	70人	4	1年	7人	6人	1人	1
2年	112人	61人	51人	4	2年	8人	6人	2人	1
3年	106人	61人	45人	3	3年	11人	5人	6人	1

※学級数（ ）内は特別支援学級数

学校区内小学校児童数

【単位：人 令和6年5月1日現在】

	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		全校	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男計	女計
	小計		小計		小計		小計		小計		小計		合計	
塩山南小学校	26	29	24	28	37	27	32	27	20	35	23	37	162	183
	55		52		64		59		55		60		345	
塩山北小学校	10	12	8	7	6	12	6	8	10	9	6	12	46	60
	22		15		18		14		19		18		106	
奥野田小学校	7	9	7	9	5	11	10	9	14	14	11	6	54	58
	16		16		16		19		28		17		112	
大藤小学校	2	3	4	1	2	3	3	3	3	6	3	4	17	20
	5		5		5		6		9		7		37	
神金小学校	2	0	1	2	4	3	3	3	0	7	3	1	13	16
	2		3		7		6		7		4		29	
玉宮小学校	4	1	4	0	1	4	1	1	1	2	4	1	15	9
	5		5		5		2		3		5		24	